

8600

監査課

吉野	主計長
永井	主計長
矢野	主計長
澤本	主計長
中村	主計長
岩倉	主計長

昭和 年 月 日

保存期限  
 決裁指定  
 執行指定

大臣

受領 番号

肆第一八六一號

軍犬寄附ニ關スル件

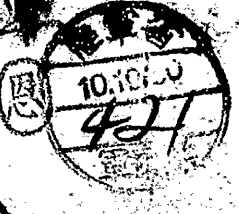
起元廳(課)名

第五師

政務次官 回付 決裁前後 課名



執行(決裁)後 回覽課名



連 帶

長局

長課

政務 次官

高級 副官



主務 副官 官房 御用 掛



主務 長

主務 課長

主務 課員



陸軍

6600

保存期限

決裁指定

決行指定

政務次官  
回付

決裁前後  
連帶

○ ○ ○ ○ ○ ○

決行(決裁)後  
回覧課名

起元廳(課)名

第五師

陸軍省

陸軍省

陸軍省

件名

軍犬寄附ニ關スル件

番領

肆第一八六一號

起元廳(課)名

第五師

陸軍省

陸軍省

陸軍省

大臣

政務次官

次官

主務局長

參與官

高級副官

主務課長

書記官

主務副官  
官房御用掛

主務課員

審察  
筆記者

號番

馬政申第一八六號

領受

昭和十年三月

提出

昭和十年七月

領受

昭和十年七月

了結

昭和十年七月

決行後  
決回  
(裁決)

局長

連帶

局長

長課

長課

陸軍省

陸軍省

副官ヨリ第五師團參謀長へ通牒

陸 普

十月二十四日附五師團第五〇一號ヲ以テ報告セラレタル左記ノ者ニ對  
スル首題ノ件受納方別紙ノ通承認セラレタルニ付貴師團ニ於テ  
受領セラレ度尙之ニ要スル維持費ハ令總算内ニ於テ支辨セラル  
ル儀ト承知相成度依命通牒ス

追テ該大受領済ノ上ハ其ノ旨報告相成度又承認書ハ寄附者ニ交  
付方取計ハレ度尙現物納付迄ニ要スル諸經費ハ總テ寄附者ノ貢  
擔ニ付爲念申添フ

左 記 陸普第六四二三號 昭和拾年十一月七日

廣島市堺町平由船入事所六五五 古川正彦

馬第六八號

承認書

一、軍犬（シボード種）壹頭

（此價格金百五拾円）

右陸軍ニ寄附ノ趣承認候條昭和十年十一月三十日迄ニ第五師團司令部へ納付相成度候也

昭和十年十一月六日

古川正彦 殿

0101

領一五〇一八六一

五獸發第五〇一號

昭和十一年十月十日

陸軍

10.10.25

軍大寄附申出書進達ノ件報告

昭和拾年拾月廿四日

第五師團長小磯國昭

陸軍大臣 川島 義之殿

首題ノ件別紙調書ノ通寄附申出アリタ

ルニ付取計ハレ度申達ス

追テ使用部隊ハ第五師團司令部トセラレ度申

添ク

陸軍

陸軍

軍用犬寄附申出書

一 品種

シエパード犬種 軍犬(牡)

(別紙血統書、犬)

一 数量

壹頭

一 價格

百五拾圓

一 寄附者

廣島縣廣島市堺町四丁目拾七番地

一 寄附者

廣島縣廣島市船入幸町六五五

一 寄附者

正八位 古川正彦

價格評價書

寄附者 廣島縣廣島市船入町六五五

古川 正彦

一、シボード種軍用犬 壹頭

評價價格 百五拾圓

一、評價基準 足ノ基礎 血統並体格良好ニシテ直クニ

訓練ヲ開始シ軍用ニ供シ得ルノミナラス 將來種牡

犬トシテ適當ナリ

右現在ノ時價ニヨリ評價候也

評價者 第五師團獸醫部長 山根定吉





# 血統書

シェパード犬種

犬名: エロス フォン ヒロシマ

性別: 牡 毛種: 直滑毛

毛色: 黒一縷色 特徴:

生年月日: 昭和十年一月三十日

蕃殖者 氏名 古川正彦  
住所 廣島縣廣島市船入幸町六五五

近親蕃殖:  
Falko vom Indetal (IV-III).

優勢血統: Utz-Klodo-Falko (Indetal)-  
Erich-Alex-Geri-Billo-Hettel; Etzel-  
Edi-Jungtall; Nores-Falko-Horst;  
Diethelm-Apollo; Tell; Siegfried-Dewet.

訓練資格

★第 號 付與年月日: 昭和 年 月 日

## 受賞履歴

年次	會ノ種類	場所	審査員	組	賞

帝國軍用犬々籍簿  
(KZ)  
登録番號  
第 5 卷 第 9615 號

血統書ニ關シ不正行為アリタルモノハ帝國軍用犬協會ヨリ法律ヲ以テ追求セラルヘシ  
犬ヲ譲渡スル場合ニハ血統書及登録證明書ヲ譲受者ニ交付スルモノトス、又當該犬死亡シタルトキハ直チニ血統書及登録證明書ヲ協會ニ返還スヘシ

略附號ノ説明  
帝一=帝國軍用犬協會第一回展覽會以下準之  
★ =軍用犬候補合格證明付與犬

帝國軍用犬々籍簿ト登録番號トノ關係

- KZ Bd. 1 1— 2000
- KZ Bd. 2 2001— 4000
- KZ Bd. 3 4001— 6000
- KZ Bd. 4 6001— 8000
- KZ Bd. 5 8001— 10000

登録者: 古川正彦 (廣島)

## 所有者變更欄

(當犬譲渡ノ場合譲渡者直チニ記入スルモノトス)

譲渡年月	譲受者氏名住所
1. 昭和 年 月	( )
2. 昭和 年 月	( )
3. 昭和 年 月	( )
4. 昭和 年 月	( )
5. 昭和 年 月	( )

發行年月日 昭和拾年六月拾壹日

社団法人 帝國軍用犬協會

本書記載ノ事項ハ帝國軍用犬々籍簿ト相違ナキ事ヲ證明ス

*(Signature)*

(I) 兩 親	(II) 祖 父 母	(III) 曾 祖 父 母	(IV) 玄 祖 父 母
<b>父:</b> Baldo von Anderten SZ 392905 PH KZ 511	<b>3</b> Utz vom Haas Schitting SZ 331999 ZPr  <b>4</b> Thora v.d. Uetzenburg SZ 308808 PH	<b>7</b> Klodo vom Boxberg SZ 135239 SchH	<b>15</b> Erich von Grafenwerth SZ 71141 PH <b>16</b> Elfe vom Boxberg SZ 70856 PH
		<b>8</b> Donna zum Reuerer SZ 255893 SchH	<b>17</b> Falko vom Indetal SZ 130147 SchH <b>18</b> Dona vom Ludwigskai SZ 90300
<b>母:</b> Freia vom Dreimänersitz SZ 425178 ZPr KZ 9613	<b>5</b> Tell von Hohentann SZ 383504 SchH  <b>6</b> Mirna vom Panoramaweg SZ 281371 SchH	<b>9</b> Adwin v.d. Schaumburg SZ 120320 PH	<b>19</b> Geri von Oberklamm SZ 65867 PH <b>20</b> Flora vom Papenkamp SZ 71984 SchH
		<b>10</b> Krabbe von Algermissen SZ 107951 SchH	<b>21</b> Nortfried v.d. Uetzenburg SZ 31467 PH <b>22</b> Mara vom Hainberg SZ 45627
		<b>11</b> Normann von Hohentann SZ 321441 ZPr	<b>23</b> Ewald vom Haus Paland SZ 185786 SchH <b>24</b> Binka vom Gerdashain SZ 196974 ZPr
		<b>12</b> Hella aus der Einsamkeit SZ 196176 SchH	<b>25</b> Falko vom Hirtstein SZ 70924 <b>26</b> Frigga vom Rosenbühl SZ 87110
		<b>13</b> Falko vom Indetal SZ 130147 SchH	<b>27</b> Erich von Grafenwerth SZ 71141 PH <b>28</b> Donna vom Grunautal SZ 62910
		<b>14</b> Dandl vom Michelsberg SZ 76247	<b>29</b> Ewald vom Gigelberg SZ 67348 <b>30</b> Berta vom Michelsberg SZ 59603



# 社 團 法 人 帝 國 軍 用 犬 協 會 (KV)

昭和七年九月三十日創立

東京市京橋區銀座二丁目三番地米井ビルディング

電話京橋(56)七七三一 番 振替口座東京一二七〇〇番

## 社 團 法 人 帝 國 軍 用 犬 協 會 の 趣 旨

**三** れからの戦は大砲や小銃の外に、飛行機、戦車、自動車、毒瓦斯、無線電信電話、殺人光線等、科學の粋を盡した尖端的兵器に依つて勝敗は決せられる——と云ふ事は誰でも考へるところですが、如何に科學が發達しても我が大和魂と共に日本刀は必要であり、又活兵器として馬や犬は益々重要性を加へつゝあるのであります。

**科** 學萬能の將來戦に於ても戰闘の結末をつけるのは、銃劍の突撃であると信じてますが、此突撃の時機近づく頃には、雨と注ぐ敵弾のため、電信も電話もテレビジョンも總て破壊せられ、機械的方法によつて通信する事は殆んど不可能となるのでせう。此の時、類聚たる勇姿を敵陣下に現はし、傳令の任務を完ふし得るのは吾々の愛する軍犬なのであります。加之最後には將兵と共に敵陣地に突入し、その鋭き牙を以て敵を斃します。尙犬は暗夜警戒の任に就き敵兵の接近を速に發見し或は斥候に従ひ高梁等の中に潜伏して居る匪賊を搜索し、或は第一線に小銃弾を運搬し、或は負傷者の收容を援けたりします。特に殺風景な陣中に在つて犬の可憐なる眼差し、愛嬌ある動作が人の心に濕りを與へる事は見逃す事の出来ない効果であります。

★

**軍** 用犬として適當なる犬は同時に警察犬として又家庭犬としても其價值頗る大であります。例へば犯人の搜索、追跡、警戒等に従ひ、或は水難者の救助、盲人の手引、護衛等に任じ、人間以上の働きを致します。

★

**平** 戰兩時を通し軍用犬並勤務犬の利用價值は益々大なるに鑑み、各國共競つて之れが改良繁殖に努力して居ります。我が國に於ても數年來此等の犬種が大いに増殖して參りました事は誠に同慶に堪へませんが而も諸列強のそれ等と比較して尙はその數少く、平時警察用としても又家庭用としても行き互つて居りませんし、又戰時軍隊の所要數の何分の一にも達して居らないと云ふ實情に在る事は殊に憂慮に堪へません。

**本** 協會は實に軍用犬及勤務犬の資源を充實し、有事の日に備へるのみならず、平時優良犬の堅實なる發展を圖り度い

と云ふ趣旨の許に、軍部其他民間多數の方の御後援、御協力により、昭和七年九月陸軍大臣の認可を得て設立せられたものでありまして總裁に

久邇宮朝融王殿下を奉戴し又名譽會員として 東久邇宮稔彦王殿下 北白川宮永久王殿下 竹田宮恒徳王殿下を仰ぎ、陸軍省よりは助成金を下附せらるゝ等、各方面の御援助により逐日内容充實、向上發展しつゝあるは誠に感謝に堪へません。

**合** や時局重大の秋に方り、兵備改善費の中に「軍犬」の一項を加へられた事は各位の御承知の如くであります。冀くは天下愛犬家諸氏には一層良犬の作出、飼育、訓練に力を致されると共に本協會に御協力あつて、所謂「軍犬報國」の途に邁進せられむことを。

因に會員の特典の主なるものは次の如くであります。

一、畜犬趣味の向上を圖り、一面國家並社會に奉仕すると同時に會員としての諸權利を享有することが出來ます。

二、毎月會誌「軍用犬」の配布を受け、内外の研究、會員の意見等を知り、或は犬の飼ひ方について實地指導を受け、交配のみならず、生れた仔犬の譲渡についても世話を受けられます。

三、本協會の犬籍簿に御愛犬を登録しておかれます事は我が國軍用犬血統の統制上に必要なばかりでなく、種々特典がございます。

四、會員の登録犬は、協會主催の展覽會、競技會等に出陳し且つ審査を受ける資格を得られます。

五、本協會の犬籍簿に登録されて居る犬にて軍用犬候補の試験に合格したものは東京府に於ては畜犬税を免除されますし、其他の道府縣に就ても目下交渉中であります。又陸軍の買上等の場合にも是非犬籍に登録してある事が必要です。

**以** 上は會員の特典の大要であります。國家的意義を有する紳士の俱樂部としてお互に愛犬を中心として、會員相互の親睦を圖り得ると云ふ事だけでも誠に愉快な事と存じます。

## 犬 籍 登 録 規 程 抜 萃

- (1) 本協會ハ帝國ノ版圖内ニ於ケル軍用犬ノ基礎トナル犬籍簿ヲ整備シ犬籍並血統ノ統制ヲ期スルモノトス(第二條)
- (2) 血統書ハ帝國軍用犬々籍簿ニ登録シタル犬又ハ本協會カ其犬籍簿ヲ承認セル他ノ團體ニ犬籍ヲ有スル犬及協會系統部ニ於テ特ニ承認シタル犬ヲ兩親トスル犬ニ限リ之ヲ發行スルモノトス(第十三條)
- (3) 血統書ニハ本犬籍簿ニ登録セラレタル犬ノ大種、性別、血統、毛種、毛色、生年月日、軍用犬候補合格番號、訓練資格稱號(協會及協會カ其犬籍簿ヲ承認セル他ノ團體(第三十五條)ノ付與シタルモノニ限ル)、蕃殖者ノ氏名及住所、登録者ノ氏名及住所、受賞履歴(協會及協會カ其犬籍簿ヲ承認セル團體ノ付與シタルモノニ限ル)ヲ、又本協會ニ於テ必要ト認メタル犬ノ血統書ニハ近親蕃殖及優勢血統ヲ記入シテ登録ニ際シ協會之ヲ發行ス登録犬ノ所有者變更シタル場合ニ於テハ譲渡ニ關スル所要ノ記入ヲナシ譲受者ニ對シテ之ヲ移讓シ其ノ旨ヲ一週間以内ニ協會ニ届出ツヘシ  
當該犬死亡シタルトキハ直チニ協會ニ届出テ血統書、登録證明書ヲ返還シ協會ハ之ヲ保管スルモノトス(第九條)
- (4) 犬ノ名稱ヲ記スル場合ニ在テハ犬名、犬合號、本協會ノ承認セル他團體ノ登録番號、同上訓練資格稱號、帝國軍用犬々籍簿登録番號、本協會訓練資格稱號、軍用犬候補合格記號ノ順序トス(第二十五條)
- (5) 軍用犬候補合格證明書ヲ付與セラレタル犬ニアリテハ軍用犬候補番號又訓練資格稱號ヲ付與セラレタル犬ニアリテハソノ稱號ヲ犬籍登録番號ニ附記スルモノトス  
軍用犬候補合格番號及訓練資格稱號ヲ犬籍簿ニ登録スルハ追記セントスルモノハ當該書ヲ添附シテ協會ニ申込ムヘシ(第十條)
- (6) 蕃殖者トハ交配當時ヨリノ母犬ノ所有者ヲ云フ、交配シタル牝犬ノ譲受者ハ交配日ヨリ五十日以内ニ書留郵便ヲ以テ本協會ニ届出テタルモノニ限リ蕃殖者タル資格ヲ有スルモノトス  
蕃殖ノ目的ヲ以テ牝犬ヲ貸貸又ハ貸與シタル場合ニアリテハ借主カ其ノ牝犬ヲ交配時ヨリ出產犬兒ノ離乳期マテ飼育シタルコトヲ證明シ交配日ヨリ五十日以内ニ届出タル時ハ蕃殖者タル資格ヲ得ルモノトス(第七條)
- (7) 蕃殖者ハ本犬籍簿ニ登録スルコトニヨリテ永久ニ其犬合號ノ保護ヲ受ケ又會員ノ所有スル登録犬ハ協會本部及支部ノ主催スル訓練審査會、展覽會、品評會等ニ參加スルノ權利ヲ得ルモノトス(第八條)
- (8) 登録申込犬ノ母犬若シ其發情期間ニ於テ二頭以上ノ牝犬ト交配シタルトキハ登録申込書ノ血統欄ニ於ケル父犬ノ欄ニ其犬名ヲ列記スヘシ、此場合ニ在テハ犬籍簿ニ其二頭以上ノ父犬名ヲ列記スヘキモノトス(第三十一條)
- (9) 血統書ヲ紛失シタル場合ハ會員一名以上ノ保證人連署ヲ以テ再交付ヲ申出ツルコトヲ得(第三十四條)
- (10) 本協會員ニシテ犬籍及血統書ニ關シ不正行爲アリタルモノハ協會ヨリ除名シ且法律ヲ以テ追求セラルルコトアルヘシ、此ノ場合ニアリテハ該登録ヲ取消シ血統書ハ無効トス(第三十六條)
- (11) 犬籍登録ニ關スル料金ヲ次ノ如ク定ム(第三十七條)

### 犬 籍 登 録 に 關 す る 料 金

種 目	單 位	會 員	會員以外ノモノ
一、單獨犬ノ登録料	一 頭	二・〇〇	會員ノ二倍
二、出產犬兒ノ登録料	一 頭	一・〇〇	同
三、犬舎號登録料	一 件	三・〇〇	同
但シ承認團體へ登録済ノ犬舎號ヲ登録スル場合	一 件	一・〇〇	同
四、單獨犬ノ血統書作製料	一 頭	一・〇〇	同
五、出產犬兒ノ血統書作製料	一 頭	〇・五〇	同
六、血統書紛失再製發行料	一 頭	二・〇〇	同
七、軍用犬候補番號及訓練資格稱號ノ登録及追記		無 料	

### 本 協 會 ノ 事 業

- 一、軍用犬又は勤務犬を飼養する個人及團體の連絡統一を圖つて其の事業の進展を助成します。
- 二、軍用犬及勤務犬に關する能力審査會、訓練審査會、展覽會、品評會等の開催又は助成をします。
- 三、犬籍登録と血統書の發行をします。
- 四、養成所を設けて、犬の訓練並蕃殖を行います。
- 五、協會所屬の種牝犬は官廳又は本協會會員に限り交配の希望に應じます。尙會員の爲めに犬の交配、分讓の仲介斡旋をいたします。
- 六、軍用犬及勤務犬の改良普及を圖る爲、講習、講話及實地指導をなし、犬に關する圖書の網羅刊行をします。
- 七、訓練犬の審査をして訓練證を附與します。
- 八、訓練競技を助成し、訓練士を養成し、試験の上訓練士免狀を附與します。
- 九、軍用犬に關し軍部其他關係官廳に意見を具陳し、又其諮詢に應じます。
- 十、軍用に適する犬の検査を行ひ之れが證明書の發行を軍部に具申します。
- 十一、軍用犬候補の検査をし之が證明書の發行をいたします。

### 入 會 規 定

本協會の會員は正會員、名譽會員及特別會員、贊助會員の四種とします。  
**名譽會員**は 宮殿下を推戴します。  
**特別會員**は 學識名望ある方又は本會に功勞のあつた方の中から理事會の決議によつて會長之を推戴します。  
**贊助會員**は 本協會の事業に對し特に贊助せられた方を以て之に充てます。  
**正 會 員**は 本協會所定の手續を経て入會した者です。  
 正會員たらんとする方は書面を以て本部又は支部へ申込んで下さい。入會の諾否は理事會の決議によつて定めます。正會員は會費として年額十圓を四月一日及十月一日の二期に分納して下さい。入會申込用紙は本部又は支部事務所へ御請求下さい。

五獸第五三四號

陸軍

軍犬受領ノ件報告

昭和拾年二月拾六日

第五師團司令部

陸軍省 御中

馬第六八號承認書ニ對スル軍犬左記  
ノ通受領セシニ付報告ス

左記

一 軍犬 シェパード種 壹頭

一 價格 石五拾円

一 受領年月日 昭和十年十一月十五日

一 寄附者現住所氏名

廣島市 舟入幸町六五五

古川 正彦